

新型コロナウイルス感染症に関わる学校の取組

令和3年9月
三芳町教育委員会

新型コロナウイルス感染症について、感染拡大防止に向け、学校では、感染防止対策を徹底し、教育活動を推進してまいります。

○ 感染防止対策～3つの密を避けるために～

①換気の徹底

- ・授業中は2つの方向の窓を開ける。
- ・休み時間ごとに広く窓を開けて換気する。

②身体的距離の確保

- ・1m以上の間隔をあげ、近距離での会話や発声等はできるだけ避けるよう配慮する。
- ・昼食時は机を向かい合わせにせず、会話をしない。
- ・集会等は児童生徒の間隔を広くとったりオンラインを活用したりする。

③その他

- ・マスクを正しく着用する。
(不織布のマスクが効果があります)
- ・手洗いや消毒の徹底
- ・検温等健康観察を徹底する。
児童生徒の心身の状況把握に努め、必要に応じてケアを行う。

○ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を生まないために

新型コロナウイルス感染症に感染してしまった方やそのご家族・関係者へのいじめや差別をしない。
ワクチン接種は強制ではないことや様々な事情で接種できない人がいることについて理解すること。

○ 臨時休業の考え方

学級閉鎖

下記のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ①同一の学級内において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、教育委員会が必要と判断した場合

(ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く)

・5～7日程度を目安に、感染の把握状況、拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※濃厚接触者等の特定や検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間及び校舎内の清掃消毒等に要する期間について、必要に応じて学級等を閉鎖する場合があります。

○ 濃厚接触者の判断基準

範囲・・・発症2日前(無症状者はPCR検査受検日の2日前)から療養解除の基準を満たすまでの期間

- ・手で触れることの出来る距離(目安として1m)で必要な感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった者(例えば感染者と会話していた者)

※マスクの着用が不適切な状態(鼻出し、顎マスク等)ではなかったかについても確認する。

- ・感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つば等)に直接触れた可能性の高い者
- ・1m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合(時間の長さを問わない)

国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」より